

## 仕様書

### 1 業務名

長野市移住施策分析事業

### 2 委託場所

長野市大字鶴賀緑町

### 3 目的

本業務は、本市への移住を希望する者（以下「移住希望者」という。）のペルソナ等を作成し、ターゲット層のニーズや特徴を明確化することで、移住希望者に適した施策を設計・実施することを目的とする。これにより、本市の魅力を最大限に活かした情報発信や支援を行い、移住希望者が求める価値を理解し、効果的な移住・定住の促進を目指すものである。

### 4 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日までとする。

### 5 業務内容

#### (1) 社会状況分析（令和8年6月頃まで）

移住・定住に影響を与える社会的要因並びに最新の移住動向及び傾向の調査・分析を行う。

#### (2) 人口異動及び移住支援制度の活用状況等の現状分析（令和8年6月頃まで）

住民基本台帳人口異動報告及び本市が保有する移住支援制度の活用状況等から下記の分析・評価を行い、課題を明確にする。

① 人口異動の傾向（地域、年齢等）

② 移住支援制度の効果分析・評価

③ 移住支援制度の課題分析

④ 同規模市及び県内市（計5団体程度）との比較検証

#### (3) 本市の環境・経済・社会の現状分析（令和8年7月頃まで）

各種統計データから下記の分析を行う。

① 本市及び競合都市〔同規模市及び県内市等（計3団体程度）〕の環境・経済・社会状況の詳細分析

② ①の比較検証（本市の「強み」及び「弱み」の明確化）

③ 本市の魅力の特定・ブランド価値の分析

#### (4) ペルソナ等の仮説設定（令和8年8月頃まで）

(1)から(3)を踏まえて、ペルソナ等の仮説を設定する。なお、ペルソナ等の形式については、年齢・性別・職業・経歴・価値観・移住の目的等を基本とし、詳細設計にあたっては発注者と協議の上、決定する。

(5) アンケート調査及びインタビュー（令和8年10月頃まで）

ペルソナ等の仮説を検証するため、下記のとおりアンケート調査及びインタビューを実施し、その結果を分析する。

なお、アンケート調査はWebアンケートによるものとし、次のとおりとする。また、具体的な設問や調査方法等については、発注者と協議の上、決定する。

① 市内移住経験者へのアンケート調査（移住した理由・移住の決め手等）

過去10年以内に本市へ転入した世帯の中からランダム抽出し、サンプル数は(2)の人口異動分析から算出する(400世帯程度を想定)。

② 移住希望者へのアンケート調査（ニーズ・条件等）

ウェブ調査等を活用し、300名程度の意見を回収する。

③ 移住経験者及び移住希望者へのインタビュー

アンケート調査の回答者の内、10名程度を対象としてインタビューを実施する。なお、謝礼等が発生する場合は発注者と協議の上、受託者が対応する。

(6) 移住希望者のペルソナ等設定（令和9年1月頃まで）

① (5)を通じたペルソナ等の検証・確定

② ペルソナ等ごとに異なる施策、活用策の提案

(7) 報告書の作成（令和9年2月まで）

上記について取りまとめ、以下を含む報告書を作成する。

① 分析結果の概要

② ペルソナ等の詳細

③ ペルソナ等ごとに異なる施策、活用策

④ 視覚的な資料（グラフ、チャート等）

## 6 労働環境報告書及び業務体制図の提出

長野市公契約等労働環境報告書1部及び業務体制図（「長野市公契約等基本条例の手引」に例示するもの）2部を契約後速やかに所管課へ提出すること。この場合、業務の一部を下請負者等に履行させるときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出すること。また、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること。

## 7 計画書の提出

受託者は、受託後速やかに、「5 業務内容」に掲げる全業務の業務スケジュールを明らかにした業務計画書（任意様式）を発注者に提出すること。なお、発

注者との協議により、これら計画書の内容に関わらず、同時又は順次に必要な業務を実施するものとする。

## 8 中間検査及び完了検査

発注者は随時、受託者の業務の進捗状況を管理するほか、本事業の成果品の精度の確認のため、令和8年10月頃を目途に中間検査を実施するものとする。また、調査完了後、全ての成果物の精度の確認のため、完了検査を実施するものとする。これら中間検査、完了検査において、受託者の成果物が、発注者の意図する一定のレベルに達していないと発注者が判断した場合には、発注者は成果品を再作成、再提出し、再度中間検査又は完了検査を受けなければならない。

受託者は、本業務の進捗状況について、発注者に対し、定期的に報告するとともに、発注者から報告指示があった場合には、速やかに従うこと。

## 9 提出成果物

本調査に係る成果物は、業務履行期間内に以下の数量・形式で、下記担当に納品すること。

名称	数量	形式	備考
業務報告書(概要版)	1枚	CD-ROM 又はDVD-ROM	・ PowerPointにて作成 ・ PowerPoint、PDFデータにて納品
業務報告書	1枚	CD-ROM 又はDVD-ROM	PDF、Word、Excelデータにて納品
業務報告書	1部	印刷物 (A4版)	

## 10 ウイルスチェック

受託者は、成果品を記録した外部記録媒体等の納入又は受渡しを行う場合は、発注者へ納入又は受渡しを行う前に必ずウイルスチェックを行い、当該外部記録媒体等にウイルス混入がないようにすること。

## 11 著作権

- (1) 本業務によって発生した著作・制作物にかかるすべての著作権は、法令の規定により移転できない権利を除き、発注者に帰属させること。また受注者は、本業務にかかる著作権を発注者に帰属させることに支障がないよう、受注者の責任において適切に権利の処理を行うこと。但し、著作・制作物の著作権のすべてを発注者に帰属させることにより、業務の効果を十分に得られない可能性がある場合は、著作・制作物の内容や仕様に応じ発注者、受注者、著作制作者及びその他関係者によりその扱いを協議し、決定するものとする。

- (2) 本業務の完了後、万が一著作権等に関する事故・問題が発生した場合は、受注者の責任において処理・解決すること。

## 12 個人情報の取得・保護・管理等

### (1) 個人情報の保護

受注者は、この契約による業務を行うため、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律及び別紙1「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。また、市が求める場合には、個人情報の管理状況を報告すること。

### (2) 情報セキュリティ要件

受注者は、この契約による業務を行うため、別紙2「情報セキュリティ要件」を遵守しなければならない。

## 13 業務の再委託について

- (1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 前項の「主たる部分」とは、当該業務のうち、「移住希望者のペルソナ等設定」とする。
- (3) 受注者は、前2項の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

## 14 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 契約書、本仕様書及び関係法令を順守し、発注者の指示により事業を実施しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たっては、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解し、適切な人員配置等を行った上で進めること。
- (3) 本委託を遂行するために必要となる諸官庁への手続きが発生した場合には、受託者において迅速に処理すること。この場合、これらの手続きに要する費用は、受託者の負担とする。
- (4) 本委託業務に関し、諸官庁及び近隣住民等との交渉を要するとき、または交渉を受けたときは速やかに発注者に申し出て、指示に従うものとする。
- (5) アンケートほか全ての調査票の調製・印刷、返信用封筒の調達・印刷及びそれらの封入作業等、本調査に必要な業務一切について受託者の責任において実施すること。
- (6) 長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所（作業所）等へポスターを掲示すること。

- (7) 発注者と受託者における本業務に関する打合せは、発注者が指示した場合を除き、随時に、原則として、長野市役所内で行うこと。
- (8) 本調査実施に当たり、本仕様書等に疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議しなければならない。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。

15 担当課

〒380-8512 長野県長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市企画政策部移住推進課 担当：板倉

TEL：026-224-8851

E-mail：ijusuishin@city.nagano.lg.jp

(別紙1)

## 個人情報等取扱特記事項

(個人情報等の保護に係る受注者の責務)

第1 受注者は、履行に当たって、個人情報等を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及びその他関係法令等を遵守し、個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、第4第1項により再委託を行う場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(利用目的以外の目的のための利用の禁止)

第3 受注者は、この契約による業務を行うため、個人情報等を取り扱う場合には、本契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、個人情報等の適正な安全管理が図られていることを発注者が確認し、発注者が承諾した場合を除き、個人情報等の取扱いを伴う業務は自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 前項において、受注者は、再委託先に対しその履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に報告しなければならない。再委託を受けた者がさらに再委託を行う場合も同様とする。

(個人情報等の複写及び複製の禁止)

第5 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うため発注者から引き渡された個人情報等を、複写及び複製してはならない。

(個人情報等の安全管理)

第6 受注者は、発注者から引き渡された個人情報等及び受注者が契約履行のために作成したそれらの記憶媒体については、施錠できる保管庫又は施錠、入退管理の可能な保管室に保管するなど適正に管理しなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報等の管理に当たっては、管理責任者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

3 受注者は、この契約による業務を行うために必要な場合を除き、事務所内から個人情報等を持ち出してはならない。

(事故発生時における報告義務)

第7 受注者は、この契約による業務を行うために取り扱う個人情報等の改ざん、滅失、損傷、漏えい等があった場合には、発注者に、直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

(個人情報等が掲載された資料等の返却義務又は廃棄義務)

第8 受注者は、この契約による業務を行うため、取り扱う個人情報等又は個人情報等が記録されている媒体が必要でなくなった場合には、発注者の指示により、速やかに当該個人情報等の返却又は復元若しくは判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体を廃棄しなければならない。

2 受注者は、前項の消去又は廃棄した結果について、発注者に報告しなければならない。

3 第4第1項により再委託先がある場合には、再委託先の個人情報等の消去又は廃棄について受注者の責任において行うとともに、その状況を前項の報告とともに発注者に報告しなければならない。

(報告及び検査)

第9 発注者は、個人情報等を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受注者に対し、個人情報等の管理の状況について報告を求めることができる。

2 発注者は、個人情報等を保護するために必要な限度において、作業の管理体制、実施体制等の個人情報等の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(疑義についての協議)

第10 この特記事項の各項目で規定する個人情報等の管理方法等について疑義等が生じたとき又はこの特記事項若しくは仕様書に定めのない事項については、両者協議の上定める。

(別紙2)

長野市移住施策分析事業  
情報セキュリティ要件

(責任者、作業内容、作業者及び作業場所の特定)

第1 受注者は、この契約の履行に係る責任者、作業内容、作業者及び作業場所をあらかじめ特定し、発注者に対して通知しなければならない。なお、この内容を変更する場合についても同様とする。

(情報資産の保存場所)

第2 この契約に係る情報資産は、日本国内に保存しなければならない。

(提供されるサービスレベルの保証)

第3 受注者は、通信の速度及び安定性並びにシステムの信頼性の確保等の品質を維持するため、発注者が必要とする場合は、サービスレベルを保証する内容（稼働率、バックアップの方法を含む）及びサービスが中断した場合の復旧内容（復旧時間を含む）を提示しなければならない。

(アクセスを許可する情報資産の種類及び範囲)

第4 受注者は、この契約に係る情報資産の種類及び範囲を定義し、種類及び範囲ごとのアクセス許可及びアクセス時の情報セキュリティ要求事項並びにアクセス方法の監視及び管理を行わなければならない。

(仕様及び設定の変更)

第5 受注者は、この契約に係る仕様及び設定を変更する場合は、事前に発注者と協議の上、変更しなければならない。ただし、仕様及び設定の変更の内容により、発注者と協議が難しい場合は、発注者が認めた場合に限り、事前の報告のみで変更を行うことができる。

(従業員に対する教育の実施)

第6 受注者は、情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、従業員に対し教育を行わなければならない。なお、発注者が必要とする場合は、その教育の内容及び実施状況を提示しなければならない。

(提供された情報資産の目的外利用及び受注者以外の者への提供の禁止)

第7 受注者は、発注者から提供された情報資産について、この契約業務以外に利用し、又は受注者以外の第三者に提供してはならない。

2 前項の規定は、受注者の従業員であって転勤等によりこの契約の履行に係る業務に従事しなくなった者及び退職等により受注者の従業員でなくなった者についても適用される。

(情報資産の持出し及び複製又は複製の禁止)

第8 受注者は、この契約に係る情報資産の持出し及び用紙、記録媒体等への複製又は複製をしてはならない。ただし、その目的、情報資産の内容及び情報セキュリティ対策が十分に取られていることを発注者に示し、その承認を得た場合は、この限りではない。

(情報資産の持込み)

第9 受注者は、情報資産を持ち込む場合は、情報セキュリティ対策が十分に取られていることを発注者に示し、その承認を得なければならない。

(安全管理義務)

第10 受注者は、この契約に係る情報資産を取り扱う、又は管理する場合は、受注者以外の第三者によって発注者の意図しない変更が加えられないようにするとともに、紛失、損傷及び焼失等の事故が生じないように安全かつ適切な管理体制を整備し、管理しなければならない。なお、発注者が必要とする場合は、当該管理体制を提示しなければならない。

2 受注者は、発注者から情報資産の提供を受けた場合は、受領証を作成し、提出しなければならない。

3 受注者は、この契約に係る情報資産を取り扱う場合は、情報漏えい等の防止のため技術的安全管理措置を講じなければならない。また、発注者に当該措置の内容が適正であることを示し、その承認を得なければならない。

4 受注者は、前項の規定において講じた技術的安全管理措置の実施状況を定期的に発注者に報告しなければならない。

(業務終了時の情報資産の返還、廃棄又は消去等)

第11 受注者は、この契約に係る情報資産が必要でなくなった場合又は発注者から指示があった場合は、速やかにこれを返還、廃棄又は消去をし、それを証明する書類を発注者に提出しなければならない。なお、この要件第8により作成したこの契約に係る情報資産の用紙、記録媒体等の複写又は複製もこれに準ずる。

2 前項の規定は、受注者の従業員であって転勤等によりこの契約の履行に係る業務に従事しなくなった者及び退職等により受注者の従業員でなくなった者についても適用される。

(業務上知り得た情報の守秘義務)

第12 受注者は、この契約により知り得た情報の内容を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

2 前項の規定は、受注者の従業員であって転勤等によりこの契約の履行に係る業務に従事しなくなった者及び退職等により受注者の従業員でなくなった者についても適用される。

(再委託に関する制限事項の遵守)

第13 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、情報の取扱いを伴う委託業務を自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 発注者は、例外的に再委託を承諾する場合は、再委託事業者における情報セキュリティ対策が十分取られており、受注者と同等の水準であることを確認しなければならない。

3 受注者は、前項の規定において、再委託（再委託事業者が更に再委託を行う場合を含む）を行う場合は、この要件第3、同第4、同第5、同第6、同第7、同第8、同第9、同第10、同第11、同第12の規定が再委託事業者等にも適用されることを当該再委託事業者等へ説明し、遵守させなければならない。

(業務の定期報告及び緊急時報告義務)

第 14 発注者及び受注者は、定期報告及び緊急時報告の手順を定め、この契約の履行に係る業務の状況を適正かつ速やかに確認できるよう体制を整備しなければならない。なお、緊急時の職員への連絡先は、あらかじめ相互に通知しなければならない。

(発注者による監査又は検査)

第 15 発注者が、受注者が実施する情報システムの運用、保守、サービス提供等の状況を確認するため、監査又は検査を行う場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

(発注者による情報セキュリティインシデント発生時の報告及び公表)

第 16 受注者は、この契約に関し、情報セキュリティインシデントの発生及び検知をした場合は、この要件第 14 の体制に基づき、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。なお、発注者は当該情報セキュリティインシデントの公表をあらかじめ受注者と協議の上、必要に応じて行い、受注者は公表への協力を努めなければならない。

(損害賠償)

第 17 発注者は、情報セキュリティインシデントが発生し、それによる損害の賠償を第三者から請求された場合において、その情報セキュリティインシデントが受注者（この要件第 13 の規定による再委託事業者を含む）によりこの要件が遵守されなかったことによるものであるときは、受注者（この要件第 13 の規定による再委託事業者を含む）に対して、発注者が負う損害賠償の額と同等の額を請求することができる。なお、受注者の従業員（転勤等によりこの契約の履行に係る業務に従事しなくなった者及び退職等により受注者の従業員でなくなった者を含む）であってこの契約の履行に係る業務に従事した者の行為に基づく場合を含むものとする。

(適用する法令)

第 18 この契約及びこの要件は、日本国の法令に準拠するものとする。

(裁判管轄)

第 19 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。